

中国に対する環境協力の現状と課題

中 村 邦 広

- ① 中国は、急速に経済を発展させているが、その負の側面として、環境汚染が深刻な状況にある。中国政府は、自国の環境汚染を経済成長の阻害要因と捉え、環境対策を国策の柱と位置づけている。
- ② こうした状況を受けて、近年の我が国による中国への政府開発援助（ODA）は、環境分野の援助が中心であり、特に対中円借款の8～9割が環境関連の案件となっていた。
- ③ しかし、中国の経済拡大や軍事力増強、我が国の厳しい財政事情等から、対中ODAの大部分を占める円借款の新規供与が2008年に終了することが決まった。その影響は、ODAの大部分を占めていた環境分野の援助にも及ぶこととなる。
- ④ また、中国では、温暖化ガスの大量排出等、従来の公害とは異なる新たな環境問題が浮上してきている。中国におけるこうした社会状況の変化や対中円借款の終了は、今後の対中環境協力のあり方を見直すきっかけとなった。
- ⑤ 平成18年8月、環境省の「持続可能な社会の構築に向けた日中環境協力のあり方検討会」の報告書においては、今後の対中環境協力のあり方として、従来の援助中心の協力から、民間を主軸として日中両国が共に協力して行う協働（パートナーシップ）型の協力への転換の必要性が提唱された。
- ⑥ 平成19年4月の日中首脳会談で発表された「日中環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」では、今後の対中環境協力で強化すべき分野として、大気汚染防止、水質汚濁対策、地球温暖化対策等の10分野が盛り込まれた。
- ⑦ 今後の対中環境協力においては、民間企業の果たす役割が大きくなるものと考えられる。民間主導による技術移転について、中国は、我が国の民間企業が持つエネルギーの利用効率の高い技術や環境破壊を抑制する技術に注目している。一方、我が国の民間企業の間でも、中国の巨大な環境ビジネス市場に対する期待が高まっている。
- ⑧ こうした中、対中環境協力の主な課題として、我が国からの環境技術の移転の際に重要となる知的財産権の保護、中国国内での環境対策資金の確保、環境分野の人材育成の必要性等が挙げられている。

中国に対する環境協力の現状と課題

中 村 邦 広

目 次

はじめに

I 中国における環境問題

- 1 中国の環境汚染の現状
- 2 中国における環境政策の状況

II 我が国の対中環境協力

- 1 対中環境ODAの経緯
- 2 対中環境ODAの現状

III 対中環境協力をめぐる最近の動向

- 1 対中環境協力をとりまく状況の変化
- 2 円借款終了後の協力のあり方
- 3 今後重視すべき協力分野

IV 今後に向けた課題

- 1 公平なルールの確立の必要性
- 2 環境対策の資金不足への対応の必要性
- 3 環境分野の人材育成の必要性

おわりに

はじめに

中国は、大気汚染や水質汚濁といった公害から、砂漠化、地球温暖化などのグローバルな環境問題に至るまで、あらゆる環境問題に直面している。その状況は、「環境問題の百貨店⁽¹⁾」と評されているほどである。

中国における環境汚染による影響は、中国国内に甚大な被害をもたらすだけに留まらない。例えば、中国で発生した光化学スモッグや黄砂現象の影響は、我が国をはじめとする周辺国にも及ぶことが懸念されている。さらには、中国での砂漠化の進行や温暖化ガスの大量排出といった、地球規模にわたる環境問題も問題視されている。すなわち、中国の環境を改善することは、中国のみならず、我が国や地球全体の利益にもつながるといえよう。

日本政府は、従来から中国に対して、政府開発援助（以下「ODA」という。）等により、環境分野の支援を実施してきた。しかし、中国の急速な経済発展等を背景として、対中ODAの見直しが進む中で、対中環境協力もまた、転換期を迎えている。こうした状況において、対中環境協力は、従来のような一方的な援助ではなく、民間のビジネス活動を主体とした上での官民連携による協力へと転換しつつある。

本稿は、まず、中国の環境汚染を概観したうえで、我が国による対中環境協力の経緯と近年の動向を紹介する。

I 中国における環境問題

1 中国の環境汚染の現状

中国経済は、1978年に改革開放路線に転じて以来、急速に拡大した。中国のGDP（国内総生産）実質成長率は、1980年以降、年平均9%を超えており、2006年には11.1%に達している⁽²⁾（同年の実質GDPは1980年の実質GDPの30倍以上）。国民の消費水準は、国内における格差を指摘されつつも、改革開放前と比べて格段にあがっている。しかし、急激な経済成長は、一方では深刻な環境汚染をもたらしている⁽³⁾（表1）。

中国における環境問題の特徴は、主として次の点にある。

第1に、一部地域での環境汚染は、既に国民の生命を脅かすほどのレベルに達している（表2）。中国国家環境保護総局は、毎年200万人以上のがんによる死亡者のうち、70%は環境汚染と何らかの関係があるとしている⁽⁴⁾。また、中国全土では、環境汚染が原因と疑われるがん患者が集中する地区、いわゆる「がんの村」が点在しているという⁽⁵⁾。しかし、メディア等で取り上げられているのは、被害が顕在化した所だけで、被害の多くは、潜在化しているといわれる⁽⁶⁾。

第2に、環境問題は、中国の社会や経済における不安定要素の一つとなっている。中国では「公害」をめぐって住民のデモなども発生して

(1) 明日香壽川「中国における環境問題の現状と国際協力の課題」『環境管理』41巻11号, 2005.11, p.2.

(2) 国立国会図書館調査及び立法考査局アジア研究会「データで見る中国経済と日中経済関係」『レファレンス』649号, 2005.2, p.61. ; 「国家統計局関于2006年GDP初歩核実数摺的公告」中国国家統計局サイト〈http://www.stats.gov.cn/tjdt/zygg/sjxdtzgg/t20070711_402416975.htm〉

なお、本稿では中国の簡体字について、全て我が国の常用漢字等に置きかえて標記した。

(3) OECDによれば、中国の河川の約3分の1はひどく汚染されており、また600の都市のうち400都市は水不足に陥っているなど、1人当たりの水資源は世界平均の4分の1に過ぎないという。さらに、中国の一部の都市の大気環境は依然として世界最悪の水準であり、都市周辺では廃棄物の不法投棄の横行などにより人の健康と環境が危険にさらされている（OECD『中国環境パフォーマンスレビュー』2007.7.OECD日本政府代表部サイト〈<http://www.oecd.emb-japan.go.jp/top/kankyo20070717.pdf>〉）。

(4) 「中国環境問題の思考 潘岳副局長在第一次全国環境政策法制工作會議上の講話」2006.12.12. 国家環境保護総局サイト〈http://www.sepa.gov.cn/info/ldjh/200701/t20070118_99754.htm〉

表 1-1 中国における主な汚染物質の推移 (単位: 万トン)

| | | 2000年実績 | (2005年目標) | 2005年実績 | 2006年実績 |
|------|------------------------------|---------|-----------|---------|---------|
| 水質汚染 | COD (*) 排出総量 | 1,445 | (1,300) | 1,414.2 | 1,428.2 |
| | アンモニア窒素排出総量 | 183.5 | (165) | 149.8 | 141.3 |
| 大気汚染 | SO ₂ (二酸化硫黄) 排出総量 | 1,995.1 | (1,796) | 2,549.3 | 2,588.8 |
| | ばい塵排出総量 | 1,165.4 | (1,060) | 1,182.5 | 1,088.8 |
| | 粉塵排出量 | 1,092 | (900) | 911 | 808.4 |
| 廃棄物 | 工業固形廃棄物排出量 | 3,183.4 | (2,900) | 1,654.7 | 1,302.1 |

(出典) 国家環境保護総局『全国環境統計公報』2000, 2005, 2006年版; 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック2007-2008年版』pp.277-281を基に筆者作成。2005年目標は「第10次5ヵ年計画(2000-2005年)」の数値。

* CODとは水中の汚濁物質を酸化することによって水や二酸化炭素に分解し、水質を浄化するために必要な酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁が著しい(『環境大事典』工業調査会, 1998, p.450)。

表 1-2 中国における水質汚染・大気汚染モニタリング調査結果 (2006年)

| | |
|------|---|
| 水質汚染 | ・7大水系(長江、黄河等)の408地点のうち、IV級以下(飲料水には適さない)の地点が54% |
| 大気汚染 | ・全国559都市のうち、重度汚染のⅢ級以下は37.6% ・全国524都市のうち、酸性雨が一度でも観測されたのは54% |

(出典) 国家環境保護総局『中国環境状況公報2006年版』〈<http://www.sepa.gov.cn/plan/zkgb/>〉

表 1-3 大気状況の日中比較 (単位: mg/m³)

| | | 粒子状物質 (2002年) | 二酸化硫黄 (1995-2001年) | 二酸化窒素 (1995-2001年) |
|----|----|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 中国 | 北京 | 89 | 90 | 122 |
| | 上海 | 73 | 53 | 73 |
| 日本 | 東京 | 40 | 18 | 68 |

表 1-4 安全な水へのアクセス・衛生的なトイレの普及の人口割合の日中比較 (%)

| | | 安全な水 (2004年) | 衛生普及 (2004年) |
|----|-----|-----------------|-----------------|
| 中国 | 都市部 | 92% | 69% |
| | 農村部 | 68% | 28% |
| 日本 | | 100% | 100% |

(出典) World Bank, World Development Indicator 2007を基に作成。表 1-4の衛生普及とは、衛生面で必要最低限のトイレが普及している人口割合。

いるという⁽⁷⁾。その背景には、経済優先の地元政府が、環境被害を放置している実態があるともいわれる⁽⁸⁾。

また、環境汚染は、経済成長を妨げる要因と

もなっている。国家環境保護総局と国家統計局は、2004年における環境汚染による経済損失を同年のGDPの約3%に相当する5,118億元(約7兆5,000億円)と推計している⁽⁹⁾。世界銀行は、

(5) 例えば、河南省沈丘県の民間の環境保護団体の統計によると、1990年から2005年の間、同県のがんによる死亡者数は、黄孟営村(人口2,470人)で116人、孟寨村(同2,366人)で103人、孫営村(同1,697人)で37人、陳口村(同1,300人)で116人にのぼる(「有一種利潤蔑視生命」『中国青年報』2007.9.26 〈http://www.cyol.net/zqb/content/2007-09/26/content_1908671.htm 3〉)。なお、「がんの村」については、我が国でも多数報道されている。例えば、広東省北部の上壩村では、村民の死因の8割が、がんであるという(「命の大地蝕む鉅毒」『毎日新聞』2007.9.17ほか)。

(6) 中国環境問題の研究者らによる2007年第1回中国環境問題研究会(2007.8.23:東京)での指摘。なお、世界銀行によれば、中国での消化器系がんの11%は、不衛生な飲用水に起因する可能性もあるという(World Bank, *Cost of Pollution in China: Economic Estimates of Physical Damages*, February 2007 〈http://siteresources.worldbank.org/INTEAPREGTOPENVIRONMENT/Resources/China_Cost_of_Pollution.pdf〉)。

(7) 例えば、2005年4月、浙江省東陽市の化学工場での公害に抗議した村民約3万人以上が警官等と衝突し、双方に負傷者が多数出るといふ事件が発生した。住民は公害への対応を求めていたが、市政府は放置していたという。中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2007-2008年版』蒼蒼社, 2007, pp.152-160。

(8) 同上, pp.152-160。

(9) 『中国緑色国民経済核算研究報告2004』国家環境保護総局サイト 〈<http://www.sepa.gov.cn/plan/gongwen/200609/P020060908545859361774.pdf>〉

表2 中国の環境汚染による年間死亡者数の推計（世界保健機関）

| 環境要因 | | 年間死亡者数の推計 |
|----------------|-----------|-----------------|
| 不衛生な飲用水供給・汚水処理 | | 下痢性疾患のみで95,600人 |
| 大気汚染 | 屋外大気汚染 | 275,600人 |
| | 室内空気汚染(*) | 380,700人 |

(出典) WHO, Country profiles of environmental burden of disease, June 2007
http://www.who.int/quantifying_ehimpacts/national/countryprofile/china.pdf

* 室内空気汚染には、調理や暖房などの生活活動に伴って発生する汚染と、建物自体あるいは家具などから発生する汚染がある（『環境大事典』工業調査会, 1998, p.409）。

中国の水質汚染と大気汚染による健康被害額を年間およそ1,000億ドル（約11兆円：2003年のGDPの5.8%）と推定している⁽¹⁰⁾。

第3に、中国の環境問題とエネルギー問題は、国内にとどまらず、アジア地域や地球規模で影響を及ぼしている。

中でも懸念されるのが、地球温暖化問題である。中国は、2004年時点で世界第2位の二酸化炭素の排出大国であり（18.1%：第1位の米国は

22.1%⁽¹¹⁾）、近い将来に世界最大の排出国になると予測されている⁽¹²⁾。

中国は、世界最大の人口を擁し、また経済大国ともなったがゆえに、地球環境や経済に与える影響力も大きい。例えば、中国政府は、国内の森林資源保全のために木材輸入を増やしているが、我が国の環境省検討会の報告書⁽¹³⁾によれば、そのかなりの部分が違法輸入であり、違法伐採を助長しているとの指摘もあるという。

中国の環境汚染は、我が国にも深刻な被害をもたらすことが指摘されている（表3）。

中国からの越境汚染のメカニズムについては、現時点では必ずしも十分な科学的知見を得られてはいないが、我が国は、地理的に中国の環境汚染の影響を受けやすいといえる。

現在、特に問題視されているのが、光化学スモッグ⁽¹⁴⁾である。我が国では、長年の環境規制により窒素酸化物（NO_x）や硫黄酸化物（SO_x）等の大気汚染物質は減少傾向にあるが、光化学

表3 我が国への越境汚染が疑われている主な環境汚染

| | 中国との関連 |
|-------------------------|---|
| 光化学スモッグ ⁽¹⁵⁾ | <ul style="list-style-type: none"> 2007(平成19)年5月8、9日に発生した光化学スモッグの原因について、国立環境研究所と九州大学が発表したシミュレーションでは、中国大陸の汚染物質の日本への流入が確認されている。 2000(平成12)年4月時点での地上での光化学オキシダント(光化学スモッグの原因)の10-20%は、中国・韓国に由来するとの報告もある。 |
| 黄砂 ⁽¹⁶⁾ | <ul style="list-style-type: none"> 黄砂は、中国都市部で窒素酸化物などの大気汚染物質を付着させることで、日本にも汚染を広げると考えられている。 黄砂が大気の大対流を妨げることにより、大気汚染物質の濃度をより上昇させるとの指摘もある。 |
| 酸性雨 ⁽¹⁷⁾ | <ul style="list-style-type: none"> 現在までの研究によれば、酸性雨の原因である硫黄酸化物には、中国由来のものがあると考えられているが、その割合(寄与度)の推計値は、3-49%と幅がある。 九州大学による西表島での調査によれば、中国の石炭使用量が増え始めた1990年代から、当地の酸性雨が急増したとされる。 |
| 海洋汚染 ⁽¹⁸⁾ | <ul style="list-style-type: none"> 日本の沿岸部に打ち上げられる漂着ゴミについては、その10%程度(重量)は、中国や朝鮮半島に由来すると推計されている。 日本海でのエチゼンクラゲの大量発生に関しては、その原因の一つとして、中国経済の発展に伴う中国沿岸域の富栄養化などの環境変化が指摘されている。 |

(出典) 各項目の説明については、当該番号の脚注資料を基に筆者作成

(10) World Bank, *op.cit.*

(11) 日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編『エネルギー・経済統計要覧 2007年版』p.233.

(12) 2006年時点で既に米国を抜いて、世界最大の二酸化炭素の排出国になったとの推計もある（オランダ環境影響評価機関(MNP)サイト〈<http://www.mnp.nl/en/dossiers/Climatechange/moreinfo/ChinanownoInCO2emissionsUSAinsecondposition.html>〉）。

(13) 環境省『持続可能な社会の構築に向けた日中環境協力のあり方報告書』平成18年8月, p.9. 環境省サイト〈http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=8466&hou_id=7480〉

スモッグがそれほど減少しない理由の一つとして、中国からの越境汚染が疑われている。事実、中国で発生した光化学オゾン(光化学スモッグの原因物質)は、強い偏西風に乗って我が国に飛来することが確認されている⁽¹⁹⁾。

その他、日本海地域で観測される酸性雨や日本海・東シナ海の漂着ゴミ等の海洋汚染についても、中国の「関与」が疑われている。

2 中国における環境政策の状況

環境汚染の深刻な状況を受け、中国は、近年、従来の経済一辺倒の路線を修正してきており、環境対策を国策として、明確に位置づけている。

国家としての基本計画である「第11次5か年計画」(2006-2010年)においては、「科学的発展観」(人間本位の全面的で調和の取れた持続可能な発展観)のもと、省エネ・省資源・節水・土地

節約・環境生態保護を重視することが明記された。同計画には、計画期間中の具体的な目標として、①エネルギー単消費量を20%低減させること、②主要汚染物の排出総量を10%削減すること、が掲げられた⁽²⁰⁾。

中央政府レベルでは、環境対策の重視が打ち出されたが、むしろ問題は、地方レベルでの法規制の執行体制にあるといえる。2007年7月、OECD(経済協力開発機構)は、経済発展の遅れた地方では、開発優先で環境軽視の傾向が強くと指摘している⁽²¹⁾。

中国が目覚ましい発展を遂げているとはいえ、それは沿岸部などの大都市を中心とした地域であり、農村部・内陸部などでは未だに貧困にあえぐ地域が多い⁽²²⁾。中国の全国政治協商会議は、貧困のために支援を必要とする人口(平均

(14) 光化学スモッグとは、窒素酸化物や揮発性有機化合物が紫外線を受けて化学反応の結果生成された光化学オキシダントの濃度が高くなることで、白いモヤがかかったようになる状態をいう。発生すると目がチカチカしたり、のどが痛んだり、頭痛を引き起こすなどの影響を与える。

(15) 大原利真「日本における光化学オゾンの上昇—アジアにおける排出量の増加と越境汚染の影響」『生活と環境』613号, 2007.5, pp.90-95.

(16) 中国環境問題研究会編 前掲注(7), pp.87-88.;坂本和彦「黄砂汚染の謎に迫る」『化学』670号, 2007.3, pp.33-37.;「黄砂で排ガス濃度上昇 大気の大気対流を妨害」『読売新聞』2006.5.3.

(17) 「中国における酸性雨原因物質の排出量とその影響について」平成16年6月25日, 酸性雨対策調査総合とりまとめ報告書参考資料, 環境省サイト <http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=5724&hou_id=5052>; 村野健太郎「世界の酸性雨・越境大気汚染問題と国内研究の動向」『環境技術』419号, 2006.11, pp.806-811; 「酸性雨: 西表島の石筍から過去の状況分析」『毎日新聞』2007.5.23.

(18) 「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議 とりまとめ」平成19年3月, 環境省サイト <<http://www.env.go.jp/houdou/gazou/8100/070302b-3.pdf>>; 上野俊士郎「エチゼンクラゲの大量出現とその対策」『水産振興』459号, 2006.3, pp.1-34.

(19) 「2007年5月8, 9日の広域的な光化学オキシダント汚染について」2007年5月21日公表(国立環境研究所サイト <<http://www.nies.go.jp/whatsnew/2007/20070521/20070521.html>>)

(20) 「国民経済和靑会発展第十一個5年規画綱要」。同綱要は、2006年3月に開催された第10期全国人民代表大会第4回会議で採択された。小康社会(ゆとりのある社会)の実現にむけ、科学的発展観、和靑社会(調和の取れた社会)を戦略思想として、経済・社会に関する具体的な指標を掲げている(田中修「中国第11次5か年計画の経緯とポイント」『中国経済』485号, 2006.6, pp.56-75.)。なお、2007年10月の中国共産党第17次全国代表大会においても、科学的発展観の重要性が再確認された。

(21) OECD『中国環境パフォーマンスレビュー』は、中国政府に対し、国家環境保護総局の「環境部」への格上げ、国家環境保護総局による全国での監視や立入検査等の強化、国家全体をカバーする環境法規制の導入、経済的手法(汚染賦課金、利用者賦課金、排出量取引等)の利用の拡大等を勧告している(OECD日本政府代表部サイト <<http://www.oecd.emb-japan.go.jp/top/kankyo20070717.pdf>>)。

(22) 2006年における都市部と農村部の所得格差(1人当たりの可処分所得)は、3.3倍であり、徐々に格差は拡大している(『通商白書 2007年版』p.52.)。

表4 対中ODAの実績額と環境案件の割合（単位：億円、割合は金額ベース）

| | 円借款（環境案件の割合） | 無償資金協力（同） | * 技術協力（同） |
|--------|------------------|---------------|---------------|
| 2000年度 | 2,143.99 (68.2%) | 47.80 (1.2%) | 81.97 (26.2%) |
| 2001年度 | 1,613.66 (54.3%) | 63.33 (32.9%) | 77.77 (35.7%) |
| 2002年度 | 1,212.14 (72.6%) | 67.87 (51.8%) | 62.37 (34.3%) |
| 2003年度 | 966.92 (25.6%) | 51.50 (83.1%) | 61.80 (34.4%) |
| 2004年度 | 858.75 (94.1%) | 41.10 (13.2%) | 59.23 (40.8%) |
| 2005年度 | 747.98 (80.3%) | 14.75 (100%) | (不明) |

（出典）環境省『持続可能な社会の構築に向けた日中環境協力のあり方報告書』平成18年8月，p.16

* 技術協力は独立行政法人国際協力機構（JICA）実施分。

年収958元（約1万4,000円）以下）をおよそ1億人とみている（このうち平均年収683元（約1万円）以下の絶対貧困人口は2,148万人）⁽²³⁾。

我が国では、距離的に近い北京や沿岸部などの環境汚染に注目が集まりがちである。しかし、経済発展の遅れた地域では、貧困などと深く関わる形で、森林消失や砂漠化等の環境破壊が進行していることに留意する必要がある。

II 我が国の対中環境協力

それでは、中国の深刻な環境汚染に対し、我が国はどのような協力を行ってきたのか。

本章では、これまで対中環境協力の主体であったODAによる支援の経緯と内容を紹介する。

1 対中環境ODAの経緯

日本政府は、1979（昭和54）年以降、中国に対して累計約3兆円以上に及ぶODAを供与し

てきた⁽²⁴⁾。

当初、対中ODAは、改革・開放政策に基づく近代化努力の支援策として、社会資本のインフラ整備が中心であった。しかし、近年では、環境分野への支援が、対中ODA（円借款）全体の8-9割を占めている（表4）。

我が国が環境分野のODAを重視する傾向が顕著になってきたのは、1990年代に入ってからである。そうした背景には、次のような事情がある。一つには、地球温暖化などの地球環境問題への関心の高まり等から、環境分野での国際協力の必要性について、認識が広がったことがある。1992（平成4）年6月のリオデジャネイロ地球サミット⁽²⁵⁾では、我が国は、その後5年間で総額1兆円規模に及ぶ環境ODA⁽²⁶⁾の実施を発表した（実際は92年度から5年間で約1兆4,400億円を供与）。また国内的にも、同月策定の「政府開発援助大綱」（IHODA大綱）において、「対外援助の原則として、「環境と開発の両立」

⁽²³⁾ 「絶対貧困人口は2148万・王政協委員」『北京週報 日本語版』2007.3.8. <http://www.pekinshuho.com/liangui/txt/2007-03/08/content_58443.htm>

⁽²⁴⁾ 我が国のODAの援助額（実績）は、1991年から2000年までの10年間は世界最大であったが、財政難等の事情からODA予算が削減され、2006年には米、英に次ぐ世界第3位となっている。ODA予算の削減については、様々な議論がある。我が国の2005年実績での対中ODAは、10億6,427万ドル（約1,200億円：OECD開発援助委員会集計ベース、支出総額）であり、中国への最大の援助国となっている（2005年実績で中国が世界各国から供与される援助の約6割）。因みに、中国への援助額で第2位のドイツ（2004年実績約2億6,000万ドル（約300億円）：OECD開発援助委員会集計ベース）も、水分野を中心とする対中環境協力を実施している。また、世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関も対中環境協力を行っている（前掲注(7)資料，pp.465-483）。

⁽²⁵⁾ ブラジル・リオデジャネイロで開催された国連環境開発会議。同会議には、180か国以上が参加し、地球温暖化対策の国連気候変動枠組条約（平成6年条約第6号）も採択された。さらに、1997（平成9）年には、日本政府は、21世紀に向けた環境開発支援構想（Initiatives for Sustainable Development (ISD)）を発表して環境ODAの強化を表明している。

が掲げられている⁽²⁷⁾。

さらにもう一点、中国との関係についていえば、中国経済の発展や軍事力強化など、中国が国力を急速に増す中で、インフラ整備中心であった対中ODAの内容について、見直しの機運が高まった⁽²⁸⁾。これに呼応する形で、1996（平成8）年開始の対中ODA（第4次円借款）では、重点分野の一つとして、環境保全を明確に位置づけた⁽²⁹⁾。この点については、比較的政治色の薄い「環境協力」であれば、対中援助の実施について国内的にも説明がしやすい、といった配慮があったとも考えられる。

その後、2001（平成13）年に策定された「対中国経済協力計画」では、①経済発展に伴って援助の必要性や期待される内容が変化してきたこと、②環境問題、感染症対策といった我が国への影響が懸念される問題が増大してきたこと、③我が国の厳しい経済・財政事情から対中援助に対する否定的な見方が存在すること等を理由とし、支援全体の総額を減少させるとともに、支援を環境分野を中心に集約することが明記された⁽³⁰⁾。同計画の策定により、対中ODAにおける環境重視への流れは、決定的なものとなった。

2 対中環境ODAの現状

(1) 対中環境ODAの実際

我が国は、環境ODAに関して、中国に対し、どのような具体的支援を実施しているのか。

ODAは、有償資金協力（以下「円借款」という。）、無償資金協力、技術協力から構成される⁽³¹⁾。我が国のODAは、開発途上国の自助努力（オーナーシップ）の促進という理念の下で、支援手法としては、援助国に返済義務を貸す円借款が多い⁽³²⁾。そのため、対中環境ODAにおいても、円借款による支援が中心となっている。

一般的に、円借款は、上下水道整備や廃棄物処分場の建設といった多額の投資を必要とする案件に活用されることが多い。一方、無償資金協力や技術協力では、長期・短期の個別専門家や専門家グループの派遣、機材供与、日本における研修事業などが実施されている。

最近及びこれまでの主な対中環境協力のプロジェクトの例を以下に掲げる（表5）。

(2) 対中環境ODAに対する評価

それでは、対中環境ODAは実際に効果があったのだろうか。

(26) 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、環境協力の対象分野として、大気汚染対策、水質汚濁対策、廃棄物処理、自然資源管理、省エネルギー・代替エネルギー、環境行政・管理、生物多様性等の14のサブ・セクターを掲げている。以下、本稿において、環境ODAとは、JICAのサブ・セクターとして掲げられている分野をいうものとする。

(27) 平成15年8月の新政府開発援助大綱（新ODA大綱）においても、重点課題として、地球温暖化をはじめとする環境問題への強化が掲げられた。

(28) 1995（平成7）年8月には、数度にわたる核実験に抗議して、対中ODA（無償資金協力部分）を一時凍結している（岩城成幸「対中国ODA（政府開発援助）見直し論議」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』468号, 2005.2.18.）。

(29) 対中ODA（第4次円借款）重点分野として、内陸部の開発とともに、環境保全があげられた（22案件中8件が環境関連）。

(30) 対中国経済協力計画では、環境分野以外の重点分野として、貧困対策、人材育成が掲げられた。

(31) 「有償資金協力」は、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、資金を貸与するもので、国際協力銀行（JBIC）が実施している。「無償資金協力」は、被援助国に対して返済の義務を課さずに資金を供与するもので、外務省がJICAの協力を得て実施している。「技術協力」は、将来を担う人づくりとして、研修員の受入や専門家の派遣等を実施するもので、JICAが大半を実施している。なお、2008（平成20）年10月、JICAとJBICは統合し、無償協力、有償資金協力、技術協力の一元的実施機関として新JICAが発足することとなっている。

(32) 外務省は、円借款の意義として、開発途上国に対して返済の義務を求めることで、開発途上国に資金の効率的な利用を促すなど、将来の返済を確保しようとする主体的な努力を促すことが可能としている（外務省『ODA白書 2003年版』p.28.）。

表 5-1 対中環境ODA（円借款）プロジェクトの例（2006年度新規供与分）

| プロジェクト名 | 供与限度額 | 内 容 |
|--------------------------|-------------|---|
| 雲南省昆明市水環境整備計画（第二期） | 104億円 | 雲南省昆明市において下水処理施設の整備を行い、下水処理能力を向上させることにより、市内湖（テン池）の水質汚染を改善するもの。 |
| 寧夏回族自治区水環境整備計画 | 84億3,200万円 | 寧夏回族自治区2都市（銀川市、石嘴山市）において、上下水道の整備を行うことにより、上水供給能力の向上を図るとともに水質汚染の改善を図るもの。 |
| 新疆ウイグル自治区地方都市環境整備計画（第一期） | 129億9,800万円 | 新疆ウイグル自治区において、上下水道の整備、集中熱供給設備の整備を行うことにより、上水供給能力の向上、水質汚染・大気汚染の改善を図るもの。 |
| 四川省地方都市水環境整備計画 | 63億円 | 四川省長江流域5都市（ハン枝花、宜賓、綿陽、遂寧、資陽）において上下水道の整備を行うことにより、上水供給能力の向上を図るとともに水質汚染の改善を図るもの。 |
| 安徽省地方都市水環境整備計画 | 84億円 | 安徽省ベンフ市において、上下水道の整備を行うことにより、上水供給能力の向上を図るとともに、市内河川（淮河）の水質汚染の改善を図るもの。 |
| 吉林省松花江流域生態環境整備計画 | 95億円 | 吉林省松花江流域において、植林を行い、森林率の向上・草原の再生を図ることにより、森林の多面的機能の回復・砂漠化防止に寄与するもの。 |
| 内蒙古自治区フフホト市大気環境改善計画（第二期） | 63億円 | 内蒙古自治区フフホト市において、汚染負荷が低くエネルギー効率の高い集中熱供給施設を整備することにより、大気汚染物質を削減し、大気汚染の改善を図るもの。 |

（出典）「中国に対する円借款の供与（2006年度分）について（平成19年3月30日）」外務省サイト
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h_18/y070330_4.html

表 5-2 これまでの主な対中環境協力プロジェクトの例

| プロジェクト名 | 協力形態 | 実施期間 | 内 容 |
|----------------|----------------|------------|---|
| 日中友好環境保全センター | 無償資金協力 技術協力 | 1992-2008年 | 同センターは、中国の環境対策の調査研究に関する中核的な施設であり、無償資金協力で設立された。現在、同センターでは、我が国の技術協力として、「企業環境監督員制度の推進」及び「ダイオキシン・残留性有機汚染物質（POPs）の分析能力の向上」を実施。 |
| 日中環境開発モデル都市構想 | 円借款 技術協力 | 1999年- | 大連、重慶、貴陽の三都市を対象にして、大気汚染防止のプロジェクト等を集中的に実施し、これをモデル・ケースとして、他の都市に普及しようとするもの。 |
| 中国環境情報ネットワーク整備 | 無償資金協力 | 1999年- | 中国の各都市の大気汚染の状況等の環境情報を共有できるようなネットワークの構築を支援するもの。我が国は各年において必要な機器等の整備を支援。 |

（出典）中国環境問題研究会編『中国環境問題ハンドブック 2007-2008年版』pp.456-458.；外務省『日本の対中環境ODA持続可能な開発に向けて』2000, 等を参照して作成。

2005（平成17）年11月に国際協力銀行（JBIC）の委託により京都大学大学院が実施した調査⁽³³⁾によれば、環境円借款により、2003年度において中国全土では二酸化硫黄（SO₂）220万トン、水質汚染の基準となる化学的酸素要求量（COD）3,800万トンが削減されたと推計してい

る⁽³⁴⁾。さらに同調査は、環境円借款について、汚染物質の削減といった直接的な効果だけではなく、間接的な効果として、環境政策・制度全般の改善にも寄与したと結論づけている⁽³⁵⁾。

一方、これまでのODAや民間資金による環

(33) 京都大学大学院経済学研究科『中国環境円借款貢献度評価に係る調査 中国環境改善への支援（大気・水）』
http://www.jbic.go.jp/japanese/oec/post/2005/pdf/theme_02_full.pdf

(34) 調査対象となった16事業による削減効果（2003年度1年間）については、SO₂が19万トン、CODが34万トンと推計している。中国全土の推計値はこれらを基にしている。

(35) ただし、ODAの評価の手法については、様々な議論がある（田辺智子「開発援助における結果重視マネジメント - わが国のODA評価への示唆」『レファレンス』659号, 2005.12, pp.40-69.）。

境、エネルギー関連の技術移転でほとんど成功したものはないという厳しい見方もある⁽³⁶⁾。そうした主張においては、主な問題点として、①我が国が中国へ供与した技術が中国の実情に合致しないこと、②中国側が受け入れ可能なレベルまでのコスト低減化への日本側の努力不足、③日本側のアフターケアの不足、が挙げられ、その原因は総じて日中間のコミュニケーション不足にあるとされる⁽³⁷⁾。

その他、特に污水处理場の整備プロジェクトについては、施設完成後、運転資金が確保できず、また地方政府の財政支援が十分でないといった事情から、運転を休止する事例も数多く報告されている⁽³⁸⁾。

Ⅲ 対中環境協力をめぐる最近の動向

1 対中環境協力をとりまく状況の変化

これまでに述べたとおり、我が国は、日中間の重要な課題として、ODAを中心とした環境協力を重点的に実施してきた。しかし近年、協力のあり方が議論となっている。その背景には、対中環境協力を巡る次のような状況の変化がある。

第1に、対中ODAの大部分を占める対中円借款の新規の供与が、2008（平成20）年をもって終了することである。

先にも述べたように、そもそも対中ODAについては、中国の軍備増強や歴史認識等で政治的に混迷を深めた日中関係を背景に、1990年代から厳しい見方があった。2004（平成16）年11月には、参議院の『政府開発援助（ODA）調査派遣報告書』⁽³⁹⁾が、対中円借款の廃止を視野に入れるべき旨を提言した。こうした中で、2005（平成17）年3月には、日中両国の外相が円借款の新規供与の終了で合意した⁽⁴⁰⁾。

ODAによる環境分野の支援は、対中円借款終了後も、技術協力と無償資金協力を通じて実施されることとなる。しかし、円借款は対中ODAの大部分を占めていたものであり（表4）、その意味で、円借款の終了は、対中環境協力のあり方全体についても見直しを迫ることとなった。

第2に、経済成長や社会環境の変化に伴って、中国では、従来の公害とは異なる新たな環境問題が浮上してきたことである。

その象徴的な例が、地球温暖化問題であり、これと直結するエネルギー問題である。前述のとおり、中国は近い将来、世界最大の温暖化ガス排出国になると予測されている。こうした状況を踏まえ、今後の対中環境協力における重点的な協力分野について、改めて検討すべき必要性が生じてきていた。

⁽³⁶⁾ 定方正毅東京大学名誉教授の指摘（前掲注(7)資料, p.21）。

⁽³⁷⁾ 定方氏は、具体例として、①水が極めて不足している中国・東北地方の発電所において、日本では標準技術である、水を大量に消費する排ガス脱硫装置を導入したために、成果をあげられなかったこと、②山東省に導入が試みられた脱硫プロセスは設置費が中国国産ボイラーの4倍以上で、維持管理費も高く、途中でプロジェクトが頓挫したこと、③プラントで故障しても修理の体制もしくは部品の供給体制がないために、運転がしばしば停止してしまう例があること等を挙げている（定方正毅『中国で環境問題にとりくむ』岩波書店, 2000, pp.158-168）。しかし、中国側には、中国の国情に合った技術というよりむしろ、より高いレベルの最新技術を必要としているとの意見も多い（グローバル・フォーラム『日中対話：日中関係とエネルギー・環境問題 報告書』2007.1.23-24, p.74）。

⁽³⁸⁾ 長瀬誠「中国の経済発展を脅かす水不足、水汚染」『日中経協ジャーナル』158号, 2007.3, p.7他。

⁽³⁹⁾ 参議院サイト〈<http://www.sangiin.go.jp/japanese/koryu/h16/h16oda-houkoku01.htm>〉

⁽⁴⁰⁾ 第162回国会参議院予算委員会会議録第13号 平成17年3月17日 p.2. なお、対中ODAの新規供与と終了については様々な反応もあるが、同年4月の日中外相会談において、李肇星外交部長（当時）は、対中ODAは中国の発展のために大きな役割を果たしてきており、感謝したいと述べた。これに対し、町村外相（当時）は、環境等の分野における技術協力等、引き続き協力していくべき分野もあり、協議していきたいと応じている。

2 円借款終了後の協力のあり方

それでは、対中円借款の終了後の協力のあり方にはどのような形が想定されているのか。いわゆる「ポスト円借款」の問題については、日本国内でも議論がある。

そもそも、中国の環境問題の解決には莫大な資金が必要として、日本側にも対中円借款の継続を求める意見が根強くある⁽⁴¹⁾。また、円借款という形態ではないとしても、何らかの形で資金供給を行うことが必要とする主張もある。我が国の例ではないが、中国への資金供給の必要性に関して、世界銀行のロバート・ゼーリック総裁は、世界銀行が中国を援助し続けることについて、「環境問題などに対応するためには省エネ技術と巨額の資金的支援が必要だ」とコメントしている⁽⁴²⁾。

また、新たな財源として、日中双方が資金を出す「日中環境基金」の創設の可能性についても報じられている⁽⁴³⁾。こうした基金の必要性については、国会においても、度々取り上げられているところである⁽⁴⁴⁾。

一方、環境省の『日中環境協力のあり方検討会報告書』⁽⁴⁵⁾（平成18年6月）は、中国国内の環境問題は、基本的には中国自身が取り組むべきとの考え方にたち、従来の援助中心の協力から、日中両国が共に協力して行う協働（パートナーシップ）型の協力への転換の必要性を提唱した。さらに、同検討会は、地方自治体やNGO等の多様な主体が協力を担うことが必要であるとし⁽⁴⁶⁾、とりわけ民間企業のビジネス活動の果たす役割が大きいとしている。こうした「民間主導」重視の背景には、経済がある程度発展した中国に対しては、一方的に資金を提供して援助するという従来型の協力はなじまないとする考え方がある⁽⁴⁷⁾。

民間主導による技術移転については、中国側の関心も高いといえる。特に、中国は、我が国の民間企業が持つエネルギーの利用効率の高い技術や環境破壊を抑制する技術に注目している⁽⁴⁸⁾。

他方、日本の民間企業にとっても、中国の巨大な環境ビジネス市場は魅力的である⁽⁴⁹⁾。中国では、既に多くの日本企業が、水処理装置、廃棄物焼却炉、自動車排ガスの浄化、工場排煙

(41) 「対中ODA 環境分野限定で継続を」『朝日新聞』2007.3.29等。なお、円借款の終了については、中国は返済能力なども問題なく、我が国にとっては経済的利益を放棄することになるとの意見もある（2007年第1回中国環境問題研究会（前掲注(6)参照）での指摘）。

(42) 「環境問題で対中援助必要」『日本経済新聞』2007.8.10。

(43) 「中国 成長の代償」『毎日新聞』2007.9.19；「日中環境基金」設立へ」『毎日新聞』2007.11.30。なお、中国においても、ODAを引き継ぐものとして、日中環境基金創設の動きを報じている（「日中環境基金」接力ODA前景看好」『新華網』2007.4.28。〈http://news.xinhuanet.com/herald/2007-04/28/content_6039154.htm〉）。ただし、原稿脱稿時点でも日本政府内での具体的な検討の動きは確認できない。

(44) 例えば、平成19年3月の参議院予算委員会では、日中共同の環境基金を設立すべきであるという見地から、その見解を問う質疑があり、麻生外相（当時）からは、環境問題を主として様々な形で協力していきたい旨の答弁があった（第166回国会参議院予算委員会会議録6号 平成19年3月8日 p.6.）。

(45) 環境省 前掲注(13)

(46) 現在も、我が国の地方自治体、環境NGO、産業界等は、対中環境協力で大きな役割を果たしている。例えば、国際環境協力に力を入れている福岡県北九州市は、中国・大連市で「大連市環境協力事業」（2001年）、重慶市で「廃棄物処理システムの確立に係る提案型案件形成調査」（2002年）等を実施している。特に日本海側や西日本など中国に近い地域の自治体による活動が目立つ（財九州経済調査協会『地方からの日中環境協力』（NIRA助成研究報告書655）2006）。

(47) 2006（平成18）年6月、小池環境相（当時）も、「環境技術（協力）については、我が国として協力する用意はありますが、むしろ民間を主導にすべきだとの考えです」とコメントしている（「小池環境大臣記者会見録（平成18年6月9日）」環境省サイト〈<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h18/0609.html>〉）。

(48) 廣野良吉「中国の環境問題と日中環境協力」『アジア時報』38巻4号, 2007.4, p.17.

の脱硫装置といった幅広い分野においてビジネスを展開しているが、前述した「第11次5か年計画」が汚染物質の厳しい削減目標を掲げたことで、環境汚染防止技術の需要の大幅増も見込まれる。こうした状況は、環境技術に強い日本企業には優位に働くものとして期待されている。

3 今後重視すべき協力分野

対中環境協力に関しては、今後の協力における重点分野についても議論された。

2007（平成19）年4月の日中首脳会談では、「日中環境保護協力の一層の強化に関する共同声明」が発表された⁽⁵⁰⁾。同声明には、環境協力で強化すべき分野として、水質汚濁対策等の10分野が盛りこまれた（表6）。これ以降、共同声明のフォローアップを中心に意見交換を行うという形で、両国の環境担当部局の間で協議が進められている。

一連の協議において、我が国が着目するのは、環境改善と温暖化対策の双方に役立つコベネフィット（相乗便益）である。コベネフィットとは、中国側の関心が高い汚染物質除去を図る過程で、同時に地球温暖化対策も行うというアプローチである⁽⁵¹⁾。地球温暖化対策をめぐるポスト京都議定書の議論では、中国等の新興国をどう巻き込むかが一つの焦点となっている

表6 環境保護協力の一層の強化に関する共同声明における重点協力分野（概要）

- | |
|---|
| ① 水質汚濁（渤海・黄海区域及び長江流域が重要水域） |
| ② 循環型社会の構築（循環経済実験区モデルの建設・拡充等） |
| ③ 大気汚染防止（二酸化硫黄の排出削減、黄砂の防止、石炭火力発電所の脱硫・脱硝等の技術移転等） |
| ④ 気候変動問題（2013年以降の気候変動対策の枠組み構築過程への積極参加等） |
| ⑤ 有害化学物質対策（電気・電子廃棄物・有害廃棄物の輸出入管理等） |
| ⑥ 造林・緑化 |
| ⑦ 多国間協力の枠組み（日中韓三か国環境大臣会合等） の下での東アジア地域の持続可能な開発の促進 |
| ⑧ 持続可能な開発・環境保護に関する普及啓発・教育 |
| ⑨ 日中環境保護合同委員会の下での協力・政策対話の強化、技術交流・移転での知的財産権の重視 |
| ⑩ 日中友好環境保全センターを基盤とした先進的環境技術の移転・研究開発協力の推進 |

（出典）「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明（2007.4.11）」

が、中国は、国内の環境対策を優先分野としていとされる⁽⁵²⁾。そうした状況下で、コベネフィットを活用したプロジェクトの実施は、中国での環境改善を図るとともに、中国側の温暖化対策に対する主体性を高めることができるといわれる。また、コベネフィットは、我が国にとっても、地球温暖化対策のクリーン開発メカニズム⁽⁵³⁾（CDM）のクレジット取得というメリットを期待できることになる。

2007（平成19）年8月、若林環境相（当時）が訪中した際には、光化学スモッグ対策が議論さ

(49) 2020年におけるアジア主要国の環境ビジネス潜在市場規模は約14.7-18.0兆円で、中国がその約3分の2を占めるとの推計がある（環境省『アジア主要国の環境ビジネスの潜在市場規模推計に関する調査報告書』平成16年3月, p.10）。

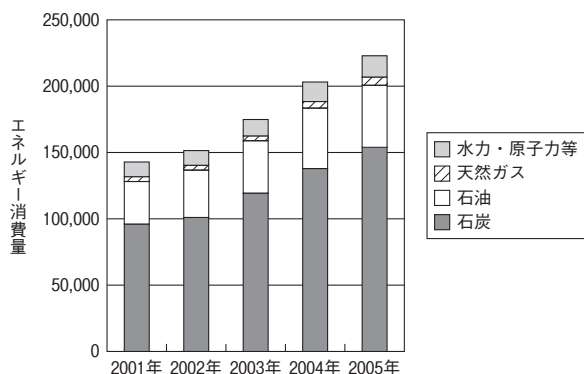
(50) 「日本国政府及び中華人民共和国政府による環境保護協力の一層の強化に関する共同声明（2007年4月11日）」環境省サイト〈http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=9442&hou_id=8259〉

(51) 例えば、中国貴陽市の総合的な環境改善プロジェクトにおいては、新規設備の改善やクリーナープロダクション等の技術の移転により大気汚染物質（硫黄化合物、窒素化合物、粉塵、煤塵等）の排出量が劇的に削減された他、約107万トン程度のCO₂の削減があったと報告されている（「環境改善・温暖化対策コベネフィット実現に向けた日中対話」2007年8月27日）。

(52) 環境省 前掲注(13)は、中国側にとっての環境対策の優先分野として、「中国の抱える多様な社会問題の解決に資するとともに、経済成長に対する環境面からの制約を緩和する効果を有するような分野」にあるとしている。

(53) 先進国と途上国が共同で温室効果ガス削減プロジェクトを途上国において実施し、そこで生じた削減分の一部を先進国がクレジットとして得て、自国の削減に充当できる仕組み。なお中国は、世界全体のCDMプロジェクトの61%（2005年度時点）を占める最大のCDM市場であり、我が国をはじめとする先進国各国が注目している（World bank, *State and Trends of the Carbon Market 2007*, 世界銀行サイト〈http://carbonfinance.org/docs/Carbon_Trends_2007-FINAL_-_May_2.pdf〉）。

表7 中国のエネルギー消費量とエネルギー源の推移
(単位：万トン：標準炭換算)



(出典) 中国国家统计局編『中国統計年鑑 2006年版』p.261
を基に作成

れるとともに、中国との間でコベネフィットの活用による協力を進めることで一致した⁽⁵⁴⁾。

また、同月にはコベネフィットの協力体制の確立を目指した「環境改善・温暖化対策コベネフィット実現に向けた日中対話」⁽⁵⁵⁾が開催され、また、同年9月の「日中環境保護合同委員会」⁽⁵⁶⁾においても、中国側から、改めてコベネフィットに賛同する旨の意向が表明された。

なお、中国が懸念するのは、環境・資源問題が経済成長を制限しかねないことであり、そうした観点から、汚染物質の排出とともにエネルギー問題を重視している。

特に、問題なのは、環境負荷の大きい石炭に依存したエネルギーの消費構造(表7)とエネ

表8 世界のGDP当たり一次エネルギー消費
(単位：石油換算トン/2000年価格百万米ドル)

| | 1990年 | 2000年 | 2004年 |
|------|-------|-------|-------|
| 中国 | 1,498 | 758 | 810 |
| 日本 | 123 | 111 | 108 |
| 米国 | 358 | 236 | 216 |
| 英国 | 238 | 162 | 148 |
| フランス | 230 | 194 | 194 |
| ドイツ | 293 | 181 | 178 |

(出典) 日本エネルギー経済研究所計量分析ユニット編
『エネルギー・経済統計要覧 2007年版』p.247

ルギー利用の非効率性(表8)である。しかし、現実問題として、急増するエネルギー需要に対応するには、エネルギー源を石炭に引き続き頼らざるを得ない。そうした事情から、中国は、省エネ技術とあわせて、日本のクリーン・コール技術(石炭の利用効率を高めて環境汚染を削減する技術の総称)に期待を寄せている⁽⁵⁷⁾。

2007(平成19)年4月、エネルギー分野の協議として、日中エネルギー閣僚政策対話が開催された。この協議においては、日中両国は、クリーン・コール技術等、石炭分野における日中協力について意見交換するとともに、日中省エネ・環境ビジネス推進モデル事業⁽⁵⁸⁾の推進や省エネ政策研修の実施等について合意している。

54 「若林環境大臣兼農林水産大臣の中国訪問の結果について 平成19年8月27日」環境省サイト <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8718>>。なお、本稿脱稿後の平成19年12月、日本政府は、中国政府との間でコベネフィットの実施について基本合意した。

55 「環境改善・温暖化対策コベネフィット実現に向けた日中対話及び日中担当局長会談の結果について」平成19年8月28日、環境省サイト <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8723>>

56 日中環境保護合同委員会は、1994年3月に締結された日中環境保護協力協定にもとづく政府間協議の場として設置されている委員会である。今回の開催は共同声明を受けたもので、2002年以来、5年ぶりであった。「第7回日中環境保護合同委員会の結果について 平成19年9月5日」環境省サイト <<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8756>>

57 文部科学省科学技術政策研究所ほか『中国の環境問題と日本の技術移転 - 石炭燃焼炉と脱硫技術を中心として』2002, p.6。なお、中国は、スーダン、アルジェリア、アンゴラなどアフリカ諸国からの石油輸入の依存度を高めている。しかし、スーダンでは内戦(ダルフール紛争)が続いており、当地で石油開発を進め、政権を支援している中国に対しては、各国からの風当たりも強く、紛争解決に乗り出すように国際的な圧力も高まっている。

58 日中両国の官民が参加する形で、ビジネスベースでの協力推進のための省エネ・環境分野のモデルプロジェクト。実施機関として日中省エネ・環境推進ビジネス協議会も設立されている。日中エネルギー閣僚政策対話では日本の産業界から寄せられた要望案件リスト(計16件)が渡された(資源エネルギー庁サイト <<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/international-affairs/data/070509asia.pdf>>)。

IV 今後に向けた課題

本章では、対中環境協力に関する今後の課題として、これまでの日中間での議論や文献等で指摘された問題のうち、主なものを紹介しておく。

1 公平なルールの確立の必要性

これまで述べたとおり、今後の対中環境協力に関しては、官中心から民間主導・官民連携へという大きな流れがある。しかし、日本の民間企業が技術移転を積極的に展開する前提として、中国の社会・経済システムが国際ルールに合致していることが不可欠である。

ここで問題視されているのが、環境技術の移転の際に重要となる知的財産権の保護である。中国では、知的財産権に関する法制度が整備されつつあるが、一方で中国企業の意識の低さも指摘されており、度々、知的財産権の侵害も報告されている⁽⁵⁹⁾。また、こうしたことが民間企業の参入を妨げる要因にもなっている。

我が国の国家戦略である『知的財産推進計画2007』では、諸外国との連携強化がうたわれており、中国との協力については、2007（平成19）年4月に立ち上げられた「日中ハイレベル

経済対話」などを活用して知的財産権の保護・運用の強化を働きかけるとしている。今後の実効性の確保が注目されるところである。

2 環境対策の資金不足への対応の必要性

中国国内では、排水処理設備など、基本的な環境インフラ施設が圧倒的に不足している。2006年の国家環境保護総局の調査によれば、調査対象595都市のうち、34.5%の都市（205都市）では生活排水がまったく処理されず、河川等に直接放流されているという⁽⁶⁰⁾。

また、特に問題なのが、中小企業による環境汚染である。中国では、全企業の99.8%（2004年）を中小企業が占めているが、こうした中小企業が全産業からの汚染物質の約50%を排出している⁽⁶¹⁾。しかしながら、中小企業が自ら汚染対策の資金を調達することは、著しく困難である。大企業では環境意識も高まりつつあり⁽⁶²⁾、また、環境保護分野を専門とする投資会社の設立の動きも出てきている⁽⁶³⁾。しかし、中国全体で見れば、環境対策の資金が、必要なところに十分に供給されていないのが実情である。

こうした点について、中国の自助努力⁽⁶⁴⁾を重視するという観点からは、環境対策のための資金調達を海外に頼るのではなく、国内で賄う

(59) 例えば、日本のある民間企業の担当者は、NEDOの委託事業で中国の製鉄所に省エネ設備を導入したものの、その後中国製の模倣品が広まり、ビジネスにならなかったと語る（「中国へ売れ 省エネ技術」『朝日新聞』2006.9.8.）。

(60) 『2006全国城市環境管理與綜合整治年度報告』2007.6.10, pp.10, 17. 国家環境保護総局サイト〈<http://www.sepa.gov.cn/info/gw/huanban/200706/W020070621296991445359.pdf>〉。同調査によれば、32.2%の都市（192都市）で家庭ごみが未処理であり、28%の都市（167都市）で医療廃棄物が未処理であった。工業排水に至っては、80%以上の都市が水質基準を満たしていない。

(61) チャイナカウンシル環境対策資金メカニズムタスクフォース「中国における環境対策資金メカニズムに関する政策提言（仮訳）」2003年11月. 環境省サイト〈http://www.env.go.jp/earth/coop/coop/images/pdf/task_force_j.pdf〉

(62) 例えば、中国企業のISO14001（環境マネジメントに関する国際規格）の取得が急増している。2005年時点での取得件数は12,683件で、我が国（23,466件）に次ぐ世界第2位となっている。

(63) 2007年8月26日、中国初の環境保護分野の投資会社である中卓能源投資有限公司の設立が発表された（「我国首家環保投資管理公司成立」『光明日報』2007.8.29. 〈http://www.gmw.cn/01gmrb/2007-08/29/content_662318.htm〉）。

(64) 既に第2章第1節で述べたように、自助努力（オーナーシップ）は、我が国の対外援助の原則である。

ことができるようにすることが適切ということになる。中国政府に対して政策提言を行うチャイナカウンシル⁽⁶⁵⁾は、環境対策を目的とする地方債の発行、環境インフラ整備や中小企業の汚染対策への民間銀行による融資の促進等、中国国内の民間資金の積極的な活用を提唱している⁽⁶⁶⁾。今後の対中協力においては、こうした分野での政策アドバイス等も求められている。

3 環境分野の人材育成の必要性

多発する環境汚染に対して、中国政府は、悪質な汚染企業の強制的な閉鎖という強硬手段もとっている⁽⁶⁷⁾。

しかし、第1章第3節で述べたように、中国の環境問題の根底には、環境保全の法規制は整備されていても、地方レベルでそれが遵守されていないという大きな問題がある⁽⁶⁸⁾。経済発展の遅れた地方にとっては、開発を進めて沿岸地域に追いつくことが、政策上の最優先課題な

のである。2005年11月に発生した中国東北部の松花江での環境汚染事故⁽⁶⁹⁾では、情報公開の遅れが問題となったが、その背景には、企業誘致の妨げになることを恐れた地元政府の意向があったとも言われている⁽⁷⁰⁾。また、税収や雇用を企業に頼る地方政府は、企業に配慮して環境規制を厳しく執行できないといった事情があるともいわれる⁽⁷¹⁾。

こうした状況を受け、我が国としても、中国の地方政府の環境ガバナンス（環境分野での統治能力）を向上させるため、人材育成支援の強化を図る必要がある。と同時に、中国の個々の企業に対して、企業の社会的責任の重要性を認識させるような、直接的な働きかけも必要となる⁽⁷²⁾。

さらには、一般市民による汚染の監視が地方政府や企業の環境への取り組みを促すことから、環境NGO等に対する能力向上の支援も重要となっている⁽⁷³⁾。

(65) チャイナカウンシルとは、中国政府に対し、環境保護等の政策提言を行う機関で、中国政府と日米欧の環境分野の有識者等から構成される。正式名称は、「中国の環境と開発に関する国際協力委員会」（CCICED：China Council for International Cooperation on Environment and Development）。我が国からは社団法人日本損害保険協会副会長の石坂匡身氏が参加している。

(66) 前掲注(61)資料

(67) 2007年2月、国家環境保護総局は、延べ72万社以上の企業を調査し、2万8000件を処分するとともに、特に悪質な違反企業3176社を強制的に閉鎖した（「環保総局：環境執法信息将入央行征信管理系統（2007.2.21）」国家環境保護総局サイト〈http://www.sepa.gov.cn/hjyw/200702/t20070225_101008.htm〉）。なお、2007年1-5月の調査では、対象529社のうち、234社で違法行為が見つかっている（「環保総局要求各地展開“五大战役”加強環境執法」国家環境保護総局サイト〈http://www.gov.cn/jrzq/2007-07/05/content_673203.htm〉）。

(68) 温家宝首相は、2007年3月5日の第10期全国人民代表大会（全人代）第5回会議での政府活動報告において、一部の地方と企業は省エネ・環境保護の法規と基準を厳格に実施していないと批判した。

(69) 2005年11月13日、中国東北部・吉林省の中国石油吉林石化公司以爆発事故が発生、ベンゼン等の汚染物質が周辺住民の水源となっている松花江に流入した。吉林省が汚染の事実を隣接の黒龍江省に知らせたのが同月18日、松花江が合流するアムール川に接するロシアへの通報が22日、一般に発表されたのは23日である（相川泰「松花江水汚染事故の経過と背景」『環境と公害』36巻1号, Summer 2006, pp.18-23.）。

(70) 廣野 前掲注(48)

(71) この点は、中国の環境問題の大きな課題として数多くの指摘がある。中国では、「上有政策、下有対策」（上に政策あれば下に対策あり）と言われるように、中央政府が目標を掲げて政策をうちだしても、地方がそれを実施、遵守しないという事情があるという（大塚健司ほか「中国の公害被害解決をめぐる状況と日本の協力」『環境と公害』36巻1号, Summer2006, p.40.）。

(72) 松島源吉「中国企業は環境問題にいかに対応すべきか」『浜松大学研究論集』19巻2号, 2006.12, p.358.

(73) 2005年時点で2,768の環境NGOがある。このうち政府設立の組織が49.9%を占め、民間が組織したNGOは7.2%となっている（「中国環保民間組織現状調査報告」〈http://www.eedu.org.cn/ngo/research/development/200605/ngo_8389_2.shtml〉）。例えば、環境NGOの一つである公衆環境研究中心は、水質汚染の原因企業をインターネット上で公開している〈<http://www.ipe.org.cn/index.jsp?qybh=#>〉。

おわりに

中国は、2008年の北京オリンピック、2010年の上海万博の開催を控え、更なる発展を目指している。今後、国際社会における中国の存在感は、ますます高まるであろう。しかし同時に、世界の注目は、中国社会が抱える負の側面にも

集まることになる。その象徴的なものの一つが、本稿で取り上げた環境汚染である。

中国が抱える環境問題の解決に向けて、世界をリードする環境対策を有する我が国が、どのように関わっていくのか。国際社会は、我が国が果たす役割についても注目しているのではないだろうか。

(なかむら くにひろ 農林環境課)

[補記]

なお、本稿脱稿後の2007年12月1日、日中両政府は「第一回日中ハイレベル経済対話」において、コベネフィット・アプローチに係る取組の促進や大気汚染対策等、気候変動や環境保護協力分野での協力推進で合意した。